

環水大水発第 091130004 号
環水大土発第 091130005 号
平成 21 年 11 月 30 日

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 21 年 11 月 30 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 21 年 11 月環境省告示第 78 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 21 年 11 月環境省告示 79 号）が告示された。

これらの改正は、健康影響等の情報や公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）における検出状況等の新たな科学的知見に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、新たに公共用水域において 1 項目、地下水において 3 項目を追加するとともに、これらの項目について基準値を設定し、また、既に設定されている他の基準値の一部を見直し、有害物質による公共用水域の汚染に適切に対応しようとする趣旨で行われたものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

記

1. 基本的考え方

現在得られている健康影響等の情報や公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質について、今般、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）の項目及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目（以下、健康保護に係る水質環境基準の項目及び地下水環境基準の項目を併せて「水質環境基準健康項目」という。）に追加することとした。

健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準においては、広く有害物質による環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること及び公共用水域と地下水は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域、地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本としている。今回の検討に当たっては、これに加え、嫌気的な条件にある地下において他の物質が分解された結果生成し得る物質について、地下水においてのみ検出等が見られる場合は、当該物質を地下水環境基準として適用することを検討した。

基準値については、我が国、諸外国及び国際機関において検討され、集約された科学的知見及び関連する各種基準の設定状況をもとに、まず飲料水経由の影響（主として長期間の飲用を想定した影響）を考慮し、その上で水質汚濁に由来する食品経由の影響（長期間の摂取を想定した影響）についても考慮して設定している。

2. 新たな水質環境基準健康項目及び基準値

新たに健康保護に係る水質環境基準に追加した項目は、1, 4-ジオキサンの1項目、地下水環境基準に追加した項目は、塩化ビニルモノマー、1, 2-ジクロロエチレン及び1, 4-ジオキサンの3項目である。これらは我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて新たに基準項目に追加したものである。なお、1, 2-ジクロロエチレンについては、現行のシス-1, 2-ジクロロエチレンに替わり、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目としたものであり、基準値はシス体とトランス体の和で0.04mg/l以下とした。

また、1, 1-ジクロロエチレンについては、WHO飲料水水質ガイドライン及び水道水質基準の改定を踏まえ、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を0.02mg/l以下から0.1mg/l以下とした。

3. 運用上の取扱い

(1) 公共用水域等の監視の実施について

新たに水質環境基準健康項目に追加した項目については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質汚濁の状況の把握に努められたい。なお、平成22年度は準備期間とし、暫定的な体制での監視で差し支えないこととする。

環境基準の達成状況等を適切に評価するため、測定計画の策定に当たっては年間を通じた公共用水域等の水質汚濁の状況が的確に把握できるよう配慮されたい。水質測定においては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日環水企第92号）」及び別途通知する「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正についてに従い実施されたい。また、地下水環境基準の項目に追加した塩化ビニルモノマー及び1, 2-ジクロロエチレンについては、トリクロロエチレン等の分解により生成し得る物質であることから、測定の実施に当たっては、環境基本法に基づく環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準2.

(2) ②測定項目中の分解生成物に関する記載に留意されたい。

なお、地下水の測定結果の報告方法については、別途通知する。

(2) 環境基準達成状況の評価について

今回新たに水質環境基準健康項目に追加した項目についての達成状況の評価は、他の水質環境基準健康項目と同様に「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号）に基づき実施されたい。

(3) 要監視項目について

要監視項目は平成16年に27項目を設定したところであるが、今回、1,4-ジオキサンを健康保護に係る水質環境基準に追加したこと、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを地下水環境基準の項目に追加したこと並びに地下水環境基準項目のうち、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準の項目とし、それに伴いトランス-1,2-ジクロロエチレンを地下水に関する要監視項目から削除したことから、別表のとおりとなった。

別表 要監視項目及び指針値

公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下

地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下

(参考)水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)別表1

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(参考)地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号)別表

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(参考)水質汚濁に係る環境基準の新旧対照表(公共用水域)

(旧)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

(新)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

要監視項目

(旧)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下

(新)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下

(参考)水質汚濁に係る環境基準の新旧対照表(地下水)

(旧)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

(新)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

要監視項目

(旧)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下

(新)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下